三重テラス運営による経済効果等測定業務委託 仕様書

1 業務名

三重テラス運営による経済効果等測定業務委託

2 契約期間

契約日から令和3年10月29日(金)まで

3 業務の目的

三重県は、平成25年9月28日に、首都圏営業拠点「三重テラス」を開設し、運営しています。三重テラスは、三重県産品を販売するショップ、三重県産食材を使ったメニューを提供するレストラン、県・市町・商工団体・企業等が様々な県内の魅力を発信するイベントスペースを備え、首都圏における三重の認知度向上、三重ファンの拡大、県産品の販路拡大、県内への観光誘客に取り組んでいます。

三重テラスを設置している不動産の賃貸借契約及びショップ・レストランの運営委託の契約期間は5年間であり、平成30年度に更新し、今年度は「三重テラス第2ステージ」の4年目となりますが、その契約期限が令和4年度末であることから、今年度において、令和5年度以降の首都圏での営業活動のあり方を検討するため、三重テラス設置による効果を検証することとしています。

首都圏での営業活動のあり方の検討にあたっては、三重テラス開設から 10 年(2 期)を経過する中での社会状況等の変化、特に「with/after コロナ時代」に対応するなど多角的な検証を行う必要があります。

本業務は、その検証作業の一環として、「三重テラス第2ステージ(平成30年度~令和4年度)」におけるメディア露出、県産品の販売・利用、観光誘客等の経済効果等を調査・測定・分析を行うとともに、経済効果測定結果及び社会状況の変化等をふまえた首都圏営業のあり方についての提言を得ることを目的とします。

4 契約上限額

2,018,280円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 業務内容

「三重テラス第2ステージ」の運営にかかる経済効果等の調査・測定・分析を行う。

調査・測定・分析は、平成30年度から令和3年度の本業務着手時までの実績等をもとに実施するとともに、令和4年度末までの予測値も算出するものとする。

また、平成30年度から令和4年度までの個別年度ごと、及び5年間の合算数値を算出・分析するものとする。

あわせて、経済効果等測定結果及び社会状況の変化等をふまえた首都圏営業のあり方についての提言を行う。

(1)調査項目

調査を行う項目は以下のとおりとする。

- ①ショップ売上に伴う経済効果等
- ②レストラン売上に伴う経済効果等
- ③メディア露出に伴う経済効果等
- ④三重テラスによる情報発信(HP、SNS、メルマガ、ECサイト等)に伴う経済効果等
- ⑤観光誘客に伴う経済効果等
- ⑥三重テラスを拠点として販路拡大を図ったことによる経済効果等
- ⑦ファシリティ面から見た費用軽減額等
 - (ア) 市町等が三重テラス (イベントスペース) を活用することによって、軽減することができた首都圏情報発信に要する費用
 - (イ) 県内事業者が三重テラス (ショップ) を活用することによって、軽減することができた 販路拡大に要する費用 (首都圏で開催する物産展への出展経費等)
- ⑧三重県の認知度、イメージアップへの貢献
- ⑨その他、三重テラスの活動において、経済効果等を把握できる項目

(2) 首都圏営業のあり方に関する提言

(1)の経済効果等測定結果及び社会状況の変化等をふまえた首都圏営業のあり方についての提言を行うこと。

(3) 三重県が受託者へ提供する資料

- (1) の経済効果等測定について活用できる、三重テラスに関する以下の資料を提供する。
- ①ショップ、レストラン、イベントスペースの来館者数、売上、レジ客数、観光相談件数等、三重テラスの運営状況データ
- ②メディア掲載等実績(テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、フリーペーパー、ウェブ、SNS、 書籍)
- ③三重テラスHPへのアクセス件数、SNS(Facebook、Twitter、Instagram)、YouTube (三重テラスチャンネル)等による発信件数等
- ④首都圏からの観光客の観光消費額など、観光誘客に関するデータ
- ⑤商談会、営業活動等を通じた販路拡大の状況
- ⑥イベントスペースの利用状況など、市町等による三重テラスの利用状況
- ⑦三重テラス来館者アンケート調査結果報告書(平成30年度~令和2年度)
- ⑧平成28年度に実施した「三重テラス第1ステージ(平成25年度~平成29年度)」の運営 にかかる経済効果等測定調査の結果報告書及び平成28年度に県が作成した「首都圏営業拠 点『三重テラス』」総括評価(最終報告)」
- ⑨その他、三重県が有する三重テラス及び首都圏での営業活動に関するデータで、本業務に 必要となるもの

6 納品物品

本業務の実施にあたり、下記を指定の時期に提出すること。

(1) 実施体制図·業務実施計画書

契約締結後、速やかに提出すること。

業務実施計画書は、5に定める業務の処理計画を明らかにしたものとする。変更の場合はその都度、変更書類を提出すること。

(2) 測定データの中間報告

令和3年10月1日(金)までに提出すること。

5 (1) の各調査項目に関する経済効果等の測定結果及び算出根拠をデータで提出すること。

(3)報告書

令和3年10月22日(金)までに提出すること。

調査・測定・分析結果及び首都圏営業のあり方についての提言を取りまとめ、紙媒体及び 電子媒体で各3部、納品すること。

電子媒体のファイル形式については、県と事前に協議をし、決定すること。

7 業務全般にかかる要件

- (1) 受託者は、本業務を確実に遂行する履行体制(支援体制を含む。)を確保していること。
- (2) 作業及び障害対応について十分な知識を有するものが責任ある立場で業務にあたること。
- (3) 作業に従事する者は、県と十分な協力が図れる体制とすること。
- (4)業務の処理に際して、三重県と受託者の間で打ち合わせを行った際は、打ち合わせ記録を 作成し、速やかに提出することとする。なお、三重県との打ち合わせ等の業務は、三重県 が指定する場所において適宜行うこととする。
- (5) 報告書の作成に必要となる作業場所及び設備等は、受託者負担で用意すること。
- (6) 緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図を提出すること。

8 受託者の留意事項

- (1) 受託者は何人に対しても、委託期間中または委託期間終了後を問わず、業務上知り得た個人情報及び三重県の機密事項を第三者に漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙 「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。また、三重県個人情 報保護条例第68条、第69条及び72条により、委託を受けた事務に従事している者、 若しくは従事していた者に対する罰則があることに留意すること。
- (3) 原則として再委託は禁止する。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 本仕様書に記載されている全ての業務に対し、いかなる場合においても、別途費用を請求 することはできない。ただし、仕様変更による追加費用については別途協議を行う。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、県と協議のうえ定める。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱 (以下「暴排要綱」という。)第3条又は4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止 要綱 (以下「落札停止要綱」という。)に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

10 不当介入に係る通知などの義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ① 断固として不当介入を阻止すること
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること
 - ③ 県に報告すること
 - ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、県と協議を行うこと
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1) ②又は③の義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の 規定により落札停止要綱に基づく落札停止資格等の措置を講ずるものとする。

11 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応する ものとする。

12 履行場所

三重県庁(三重県津市広明町13番地)